

平成19年秋号
 発行：東青地域県民局
 地域農林水産部
 普及指導室
 TEL：017-734-9966
 FAX：017-734-8305



減価償却制度の改正 ～償却限度額が廃止されました！～

平成19年度税制改正では、減価償却制度が大幅に見直されました。この改正では、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について、残存価額及び償却可能限度額が廃止され、耐用年数経過時に帳簿価額1円まで償却できることになりました。

ワンポイントメモ

残存価額

耐用年数及び残存割合については、資産の種類毎に省令で定められています。

たとえば、田植機の耐用年数は5年、トラクターは8年となっており、機械・施設の残存割合は全て10%となっています。

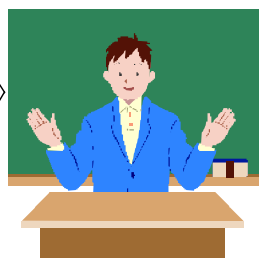
したがって、取得価額100万円の田植機の残存価額は
 $100万円 \times 10\% = 10万円$ となります。

償却可能限度額

機械・施設については取得価額の95%まで償却することができます。

したがって、取得価額100万円の田植機の償却可能限度額は

$100万円 - 100万円 \times 95\% = 5万円$ となり、残り5万円まで償却できることとなります。



1 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の場合

取得価額100万円の田植機の場合でお話します。

これまでの定額法では、下記の計算方法により

$(取得価額100万円 - 残存価額10万円) \times 償却率0.2 = 18万円$
 年間の償却額が18万円となります。

一方、新たな償却方法では、下記の計算方法により
 $(取得価額100万円 - 残存価額1円) \times 償却率0.2 = 20万円$
 年間の償却額が20万円となります。
 これを比較すると下表のようになります。

項目 年次	改正後		改正前	
	年間償却額	未償却残高	年間償却額	未償却残高
1年目	20万円	80万円	18万円	82万円
2年目	20万円	60万円	18万円	64万円
3年目	20万円	40万円	18万円	46万円
4年目	20万円	20万円	18万円	28万円
5年目	19.9万円	1円	18万円	10万円
6年目	0円	1円	5万円	5万円
7年目以降	0円	1円	0万円	5万円

また、償却のイメージを図に示すと下記のようになります。投資した資金をより早く回収することが可能となり、キャッシュフロー(実際の現金・預金の流れ)により近いものとなります。

《耐用年数10年の機械・装置の場合の償却カーブ》



2 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の場合

減価償却費の累計額が償却可能限度額に達した翌年から、5年間で1円まで均等償却します。先程の田植機の例でお話すると、7年目から10年目まで1万円ずつ償却します。11年目は9,999円を償却し、備忘価額として1円残すこととなります。

なお、この改正は平成20年分以後の所得税について適用されます。

また、定率法については計算方法が非常に複雑なことから、冬期間に開催する経営講座等で詳しくお話ししたいと思います。

「稲わら焼却ゼロ」を宣言！ —東青地区農業経営士会・青年農業士会—

去る9月7日、青森市羽白のJAあすなるグリーンセンターにおいて、東青地区農業経営士会及び青年農業士会が「稲わら焼却ゼロ宣言」を行いました。当日は、会員10名と東青地区農村青年少年クラブ連絡協議会のメンバー等6名が出席。農業経営士会の飯塚久雄会長が「稲わらの焼却」をゼロにし、日本一健康な土づくりを推進すること力強く宣言しました。

飯塚会長の宣言を受け、中島東青地域県民局長等があいさつを行い、「2010年東北新幹線青森駅開業を控え、当県の表玄関として相応しい、青い空、澄んだ空気を提供しましょう」と激励しました。

農業経営士会及び青年農業士会では、これまでも地区内の稲わらを収集し、畜産農家に供給するなど、稲わらの有効活用に努めてきました。また、家畜糞尿を乾燥・発酵させた特殊肥料の生産、特別栽培農産物の生産・販売等に取り組んできました。

今後は、知事が認定した地域リーダーとして、周辺の農家を巻き込みながら、稲わらの有効活用に取り組んでいくこととしていますので、地域全体で煙のない、爽やかに澄み切った青空が見られることを期待しています。



写真上：「稲わら焼却ゼロ」を宣言する飯塚会長

(写真左：参加者全員で記念撮影)



日本一健康な土づくり運動始まる！

県では、本年度から、消費者が求める安全・安心で高品質な農産物の生産拡大を図り、農業所得の向上に結びつけるため、市町村、農業団体等と一体となり、農業生産の基本である「土づくり」に全ての農業者が取り組むことを目指す「日本一健康な土づくり運動」を全県的に展開しています。

普及指導室では、従来から土壌診断を行ってきましたが、技術組立実証ほと稲わらすき込み実証ほを設置し、講習会を行うなど土づくりで環境にやさしい農業技術の普及に取り組んでいます。

また、稲わらの収集や良質堆肥の散布などを行う組織の育成、堆肥製造施設等の利用促進に向けた取り組みを支援する事業もありますので、お気軽に御相談ください。

